

1 件 名 三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、国民健康保険法（昭和 33 年第 192 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 6 年 12 月 2 日から紙の被保険者証の新規発行が廃止される。これに伴い、法により市が条例で定めることができるとされていた罰則（過料）のうち、被保険者証の返還に応じない者に関する部分が削られることとなった。このため、本市条例における関連規定について必要な整備を行うものである。

3 条例の内容

条例第 13 条中、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則（過料）に係る規定を削るほか、所要の改正を行うもの

4 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

5 経過措置

施行日前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例によるものと規定するとともに、令和 6 年 12 月 2 日までに被保険者証を交付されている者が、令和 6 年 12 月 2 日以後に保険料を納付せず、被保険者証の返還を求められてもこれに応じない場合における罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定するもの